

# 屋久島地区エコツーリズム推進モデル事業（環境省請負調査）

エコツーリズムとは・・・

自然環境などの資源を損なうことなく、自然を対象とする観光をおこして地域の振興を図ろうという考え方

「エコツーリズム憲章」（平成16年6月/エコツーリズム推進会議）

## 3年間の事業の流れ

平成 15 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコツーリズム推進への取り組みが評価され、エコツーリズム推進のモデル地区に指定される</li> <li>調査や有識者による検討結果を踏まえ、屋久島におけるエコツーリズム推進のための具体的な事業実施を提案</li> </ul>	環境省が設置した検討会と県の外郭団体（屋久島環境文化財団）が設置したエコツーリズム推進組織が協働で検討を進める。
平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元自治体を中心に地域の産業団体等 16 団体が構成員となり「屋久島地区エコツーリズム推進協議会」を設立。エコツーリズム確立のための事業計画をまとめる。</li> <li>協議会の下に「屋久島ガイド登録・認定制度作業部会」「里のフィールド作業部会」を設置、具体化に向け検討</li> <li>住民が参加するエコツアーを実施（屋久町高平）</li> </ul>	屋久島地区エコツーリズム推進協議会が主導で事業を実施。環境省と支援機関（当社）が事業を支援。
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>全 23 回の作業部を経て、屋久島ガイド認定・登録制度試行開始（93 人が登録）</li> <li>「西部地域の保全・利用作業部会」を設置し、4 回の作業部会を経て、保全と利用のルール原案をまとめる。</li> <li>住民が参加するエコツアーを実施（屋久町永田）</li> <li>エコツーリズム推進基本計画案の作成（支援機関）</li> </ul>	
平成 18 年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋久島ガイド認定・登録制度の完成を目指し検討継続</li> <li>西部地域の保全・利用のルールを試行</li> </ul>	屋久島地区エコツーリズム推進協議会が主導で事業を実施。

## 事業実施の背景とエコツーリズム推進組織の設立

島への入込数の増加とフィールド環境悪化の懸念～林業・登山の島から観光の島へ～

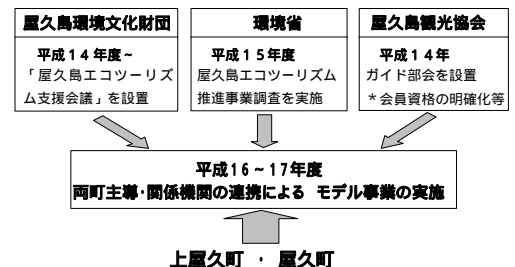
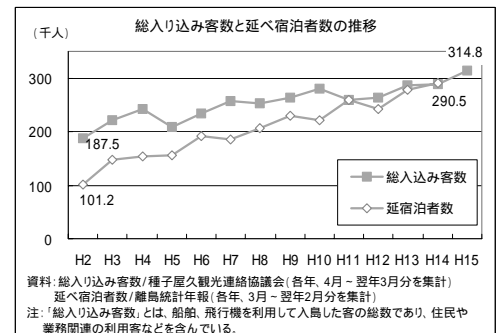
- 平成 2 年からの 13 年間で総入込人数が約 1.7 倍に相当する 30 万人を突破。（うち観光客は 6 割程と推定）
- 観光客の増加は、地域経済を潤す一方で、有名スポットへの利用集中が加速され、フィールドの自然環境への負荷増大、混雑による良好な雰囲気喪失などの問題が発生。

各機関がそれぞれに問題解決に向け取り組む

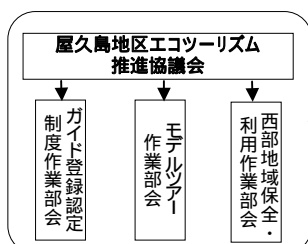
- こうした問題に対して、これまで地元関係機関が独自に問題解決に向けて取り組みを進めてきていたが、エコツアーは島外から来た人々がやるものとの認識が一般的であったことも影響して、島全体としての具体的な動きには進展していなかった。

地元自治体を中心となった組織を立ち上げる

- 事態の深刻化もあり、地元自治体を中心となって「エコツーリズムの推進」という目標を掲げ、推進組織を設立。環境省と支援機関による支援のもとに事業を進めた。
- モデル事業終了後も、同推進協議会主導のもと、エコツーリズム確立に向けた取り組みが継続することとなった。



支援機関



環境省・支援機関(当社)

- ・地元推進体制づくり
- ・検討会、意見交換会の実施
- ・作業部会の記録、提案等
- ・基本計画案の作成
- ・報告書のとりまとめ など

- 役割その1: 協議の「場」を設定する機能
- 役割その2: 国の意向と地域の立場をつなぐ機能
- 役割その3: 会議・事業を進展させる事務局機能

屋久島ガイド登録・認定制度づくりの背景

自然環境保全、地域振興におけるガイドツアーへの期待の高まり

- ・ 世界遺産登録と相まってガイドを生業とする人たちが登場。主に山間部を中心に自然を解説するガイドツアーが中心。現在約 200 人が活動中。新たな産業として地域内外から注目が集まる。(ガイド年間利用者数は約 3.6 万人と推定される)
- ・ ガイドには、利用者へ自然環境保全の必要性を伝える、島の自然環境保全・管理の主要な担い手となる、来訪客増を島内の産業の活性化に結びつけるなどの役割が期待される。
- ▶ その一方で・・・
- ・ ここ数年ガイドが急増し、フィールドにおけるルールの未徹底、未熟なガイドによる問題、ガイド選びにおける利用者の不安、ガイドと地元社会の乖離、行政とガイド、またガイド同士の相互理解の欠如などの問題が顕在化。
- ・ こうした問題の解決に向け、エコツーリズムの考え方のもとに、ガイド事業者と行政関係者が一緒になって制度づくりを進めることとした。

＊屋久島ガイド登録・認定制度の考え方

屋久島地区エコツーリズム推進協議会が、島内のガイド事業者との協議にもとづいて定めるもので、エコツーリズム推進の考え方のもとに活動するガイドを「屋久島ガイド」として、広く一般の方々に知ってもらい、ガイド活動の幅を広げていくと同時に、「屋久島ガイド」を増やすことで、島の自然や文化の保全、地域振興に繋げていくことを目的に策定する。



事業の結果

23 回の作業部会を経て制度を試行

ガイド事業者の代表者 13 名が参加した作業部会を設置し、制度の具体的な内容について検討を行った。

平成 16 年 9 月から平成 18 年 2 月まで、全 23 回の会合を開催し検討。制度の土台となる登録基準を決定し推進協議会で承認を得るとともに、さらに水準の高い認定の基本的考え方について合意を図った。

平成 17 年 10 月、登録基準と制度運営の方針が決定したことにあわせて、登録に係る制度の試験的な運用を開始。同時に推進協議会ホームページを開設し、制度を一般公開した。

制度運営のしくみができる

制度の運営(登録に係る事務やHPの運営など)が、事業終了後にも継続的に行われるよう、両町が運営スタッフの人経費を負担することとあわせ、ガイド自身が登録料というかたちで経費を負担することで合意が図られた。

島内ガイドの半数以上が制度に登録

制度に登録したガイドは、チラシやHP上の「屋久島ガイド名鑑」で紹介を行っており、平成 18 年 7 月 1 日現在、当制度には、島内で活動するガイド事業者のうち約半数にあたる 99 名が登録済み。登録の理由で最も多かったのは、「制度の趣旨に賛同できる」であった。

今後の展開

平成 18 年度以降も推進協議会が主体となり、作業部会を継続開催し、制度の完成を目指し認定の方法や運用方法について検討を進めることとなった。

ガイド事業者も、自分たちが任意に開催する会合等で度重なる会合を開き、作業部会に提出する制度の具体案等を検討するなど、動きが活発になってきている。

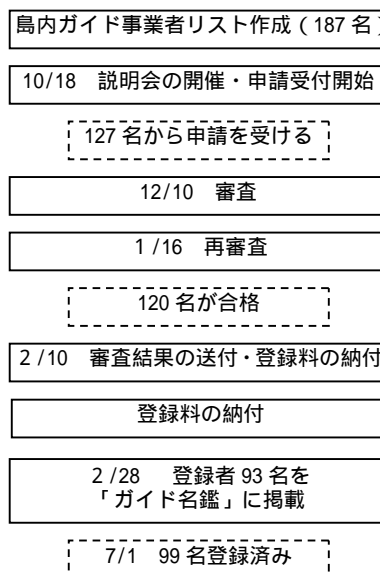
屋久島ガイド名鑑



日本有数の面積を誇る照葉樹林帯や屋久杉の森を得意とするガイドを紹介します。ぜひお手に取り、屋久島の自然をより豊かな旅を体験してください。

写真	氏名	得意なフィールド	ガイド開始年	ツアー・ガイド内容	主な自然保全への取り組み
	古郷 将士	山・森・川	2002年より	縄文社 料金は12,000円 所要時間は18時間	・日高山脈の環境保全 ・弥山自然公園
	山田 理一	山・森・川・滝	2000年より	縄文社日帰りツアー 料金は15,000円 所要時間は約12時間	・清掃活動 ・登山道整備
	山田 理一	山・森・川・滝	2002年より	縄文社日帰りツアー 料金は15,000円 所要時間は約12時間	・清掃活動
	山口 良一	山・森	2009年より	白谷雲水峡 料金は16,000～42,000円 所要時間は約4時間	

制度試行の流れ





西部地域におけるルールづくりの検討経緯と検討結果

利用の増加による自然環境への負荷増大が懸念されている屋久島において「自然資源の価値を損ねることなく将来にわたり利用していくことが重要」との考え方から、モデルとなる地域を設定し、保全と利用のルールづくりを行った。

モデル地域は、ここ数年、屋久島の新たなツアーポイントとして注目を集め始めており、今後利用者の増加が予想され環境への悪影響が予想される、西部地域を対象とした。

ルールづくりにあたっては、土地所有者、行政関係者、住民、有識者、利用に対して相反する意見を持つ複数のガイド事業者で構成される作業部会を設置し、各種資料や現地調査結果に基づき、ルールの具体的内容を検討した。

ルールづくりをめぐる主な論点

森林内を利用することの是非

西部地域は、世界遺産登録地であり、また森林内に歩道がないことなどから、「自然環境を保全するためには利用を禁止すべき」「道路を歩くだけで屋久島の魅力を感じることができる」など、そもそも森林内に立ち入るべきでないとの意見が出され、既に利用しているガイドや利用を前提に協議を進める事務局との意見対立もあった。

しかし、「炭焼きなどで人が生活していた歴史的経緯や、その過程を経てつくられてきた自然環境があり、屋久島を知ってもらう上で貴重な場所」との認識が共有され、利用を前提としたルールづくりが進められた。

ルールの策定、運用の主体

行政が条例などで強制的にルールを定め監視をする方法もあるが、作業部会では「当該地域の地理的条件を加味しても最終的に利用する者自身がルールに納得し、意識的にルールを守っていく以外にはない」との共通認識のもと、利用の主体であるガイドにルールづくりの段階から積極的に関わってもらうこととした。

一方で、ルールの運用を利用者の自主性に任せるのでは、ルールが守られないとの懸念もあり、国立公園管理者や地権者でもある国や県が責任を持つべきとの意見が強く出され、国や県からは、土地所有権に基づく利用規制などルールの根拠付けなどを検討するとの意志が示された。

ルールづくりの進め方

「大変重いテーマであり、結論を急ぐべきではない」「当面利用を禁止し、自然環境や利用状況を把握した上でルールを検討してはどうか」などの慎重に議論すべきとの意見があった。しかし、「試行しながらでないルールが評価できない」などの意見も多く、最終的な方針が決まるまで一定のルールのもとでモニタリングを行いながら、その結果にもとにルールを完成させていくことで合意を図った。

\* 西部地域の保全と利用に関する基本的考え方

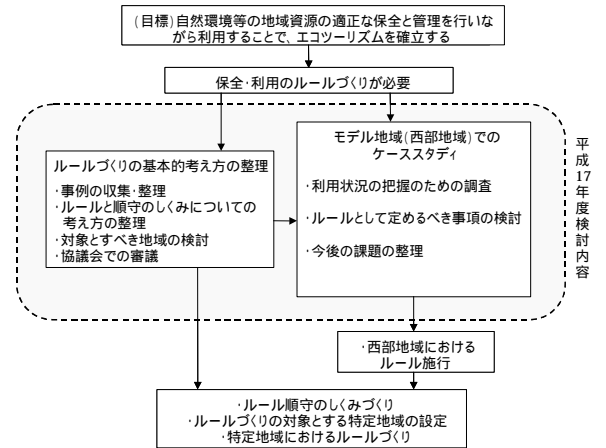
屋久島の自然及び人の生活と自然のかかわりが見られる場所 / 利用が前提のルールを策定する / ガイドがルールづくりに関与する / 国や県がルール運用に関与する / モニタリングを実施する / 継続的にルールづくりを進める

\* 西部地域におけるルールの項目

ルールの目的・適用対象地域・適用対象者 / 適正利用を進める上での関係者の役割 / 適正な利用のルールの項目 / 「許可」の事務及び実効性の担保 / 罰則 / 許可申請の手順 / 許可証発行手数料 / モニタリングの実施等 / 広報周知

今後の展開

平成 18 年度のルールの試行を目指し、作業部会を継続するとともに、ルールの担保や施行後の運営体制の構築について土地所有者等の関係者と意見調整を図っていく予定。



平成17年度検討内容

ガイドの利用状況（アンケート調査結果）



	ルールの項目
ガイド事業者	地区別利用人数 利用時間帯 利用許可申請書の提出 許可証の掲示、携行 ツアー結果の報告 共通ルールの遵守、利用者への周知・指導
観光利用者	ガイド事業者の同行 共通ルールの遵守
研究者等	利用許可申請書の提出 調査報告書など調査結果の提出 共通ルールの遵守